

岩倉市自治基本条例の推進に関する
審議会報告書

平成 26 年 3 月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

| | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 審議の方法 | 1 |
| 3 | 岩倉市自治基本条例推進計画の概要 | 2 |
| 4 | 岩倉市自治基本条例推進計画 | |
| | (1) 条例制定編 | 3～4 |
| | (2) 条例の各規定に基づく事項編 | 5～22 |
| | (3) 協働の取組状況シート | 23～33 |
| 5 | 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料 | |
| | (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例 | 35 |
| | (2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿 | 36 |
| | (3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容） | 36 |

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成25年4月1日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第25条においては、市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置くとしています。

平成25年4月に審議会が設置されてから、3回の会議を開催し、現状と課題を明らかにした上で検証を行いましたので報告いたします。

なお、社会情勢や岩倉市の状況に照らし合わせ、岩倉市自治基本条例が適合しているかどうかの検証については、条例では5年を超えない期間ごとにとあるため、原則4年目に検証を行っていくものとします。

今年度は、条例が施行された年でしたので、まだ、規定されている内容の進捗度合いも少ない中での検証となりました。また、この条例自体が職員及び市民に浸透していないという感もあります。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例が市民、議会及び執行機関の協働により推進され、まちづくりの発展につながることを強く切望します。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第25条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

2 審議の方法

自治基本条例推進のため資料を関係する各部署から提出してもらい、審議会において検証を行いました。そのまとめを「岩倉市自治基本条例推進計画」（以下「推進計画」といいます。）としています。

今後においても、岩倉市自治基本条例とこの推進計画を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置をするものです。

3 岩倉市自治基本条例推進計画の概要

(1) 岩倉市自治基本条例で「別に定める」としている条例の進捗状況【条例制定編】

| 計画番号 | 該当条文 | 別に定める条例 | 主管課 |
|-------|------|---------------|-------|
| (1)ーア | 第10条 | 市民参加と協働に関する条例 | 企画財政課 |
| (1)ーイ | 第12条 | 住民投票に関する条例 | 企画財政課 |
| (1)ーウ | 第20条 | 公益的通報条例 | 行政課 |

(2) (1)以外に規定している事項の進捗状況【その他の事項編】

| 計画番号 | 該当条文 | 審議する内容 | 主管課 |
|-------|------|--|----------------|
| (2)ーア | 第7条 | 議会の政策立案機能の状況・議会基本条例の規定の遵守状況 | 議会事務局 |
| (2)ーイ | 第10条 | 議会及び執行機関における市民参加及び協働に対する取組状況 | 議会事務局 企画財政課 |
| (2)ーウ | 第14条 | 執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価 | 秘書課 |
| (2)ーエ | 第19条 | 法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表 | 行政課 |
| (2)ーオ | 第21条 | 財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用・財政に関する計画の公表・財政状況の公表 | 企画財政課 |
| (2)ーカ | 第22条 | 行政評価の実施と結果の公表 | 企画財政課 |
| (2)ーキ | 第23条 | 危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定 | 行政課 |
| (2)ーク | 第24条 | 地域資源の継承 | 商工農政課 |

(3) 市民、議会及び執行機関の協働の取組についての進捗状況【協働の取組状況シート】

第3次岩倉市総合計画（平成13年度～平成22年度）の「パートナーシップ型施策」における記述を基に、現行どのようになっているかを次のとおり整理しています。

- ① 第4次岩倉市総合計画では、どの基本施策に位置づけられているか。
- ② 行政評価では、どのように記述しているか。
- ③ 現行、関連する協働型事務事業がどのようになっているか。
- ④ 協働のタイミング（PDCA）としてどのような位置づけになっているか。

4 岩倉市自治基本条例推進計画

計画番号 (1) -ア・イ (主管課：企画財政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 10 条第 4 項 | 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。 |
| 第 12 条第 2 項 | 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。 |

2 制定する予定の条例の概要 (主な内容)

| |
|---|
| <p>(条例名) (仮称) <u>岩倉市市民参加条例</u></p> <p>住民投票も市民参加の範疇であり、総じて市民参加条例として制定していく。 具体的な内容については、次の項目についての規定を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント、公聴会 (タウンミーティング)、住民投票、市民委員登録制度、市民による政策提案制度 など <p>市民委員と職員委員による検討委員会を附属機関として設置する。</p> |
|---|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|-------------|------------------------------|
| 平成 26 年 3 月 | 市民参加条例検討委員会設置のための予算措置 |
| 平成 26 年 4 月 | 市民参加条例検討委員会の市民委員の公募 |
| 平成 26 年 5 月 | 第 1 回会議 |
| | 以降 全体会を 6 回 部会を 2 部会×4 回 を予定 |
| 平成 27 年 3 月 | 3 月議会において条例案の上程を目標とする。 |

4 審議会での意見

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条と第 12 条は次元が違うので、同じ条例の中で策定するのは難しいのではないかと。 ・住民投票の案件が想定されない中で提案するのはどうかと思う。市民が参加する手法の一つとして住民投票として最低限の条文だけを決めておくこともありではないか。 ・市民委員登録制度をつくることで、公募はなくなるのか。 ・(仮称) 市民参加条例の中で公募制度と登録制度からの参加を位置づけていくことになるのでは。 |
|---|

計画番号 (1) -ウ (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 第 20 条第 4 項 | 公益的通報に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。 |
|-------------|--------------------------------|

2 制定する予定の条例の概要 (主な内容)

| |
|---|
| <p>(条例名) <u>(仮称) 岩倉市公益的通報に関する条例</u></p> <p>市の事務事業に関する法令違反等について、市内部職員からの通報 (公益的通報) を受け付ける制度を設けるもの。</p> <p>なお、公益通報者保護法における地方公務員の公益通報に関する取扱いは、地方公務員法の規定によるものとしているが、本市では詳細な制度設計を制定することとなる。</p> <p>条例に規定する具体的な内容は次の項目を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報対象事項、通報者の範囲、通報先、通報者の保護内容など |
|---|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|----------|-----------------------------------|
| 平成 25 年度 | (仮称) 岩倉市公益的通報に関する条例 (案) を内部で検討した。 |

4 審議会での意見

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報先は第三者機関になるのか。第三者でないと意味がない。 ・ 内部でしっかり議論して欲しい。 ・ 審議会としては、自治基本条例の理念に則っているか議論したい。 |
|---|

計画番号 (2) -ア (主管課：議会事務局)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|--------|---|
| 第7条第1項 | 議会は、市民の信託を受けた議員によって構成される唯一の議決機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、より良い市民生活、市民福祉及び市政の発展をめざして、政策を立案する機能及び執行機関を監視する機能を十分に発揮するよう努めなければなりません。 |
|--------|---|

2 現状と課題

| |
|--|
| <p><現状></p> <p>政策を立案する機能強化として、議会基本条例第6条「議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。」に基づき、常任委員会の行政視察及び議員は政務活動費を活用し、研修、視察等を積極的に行っている。</p> <p>また、議会改革特別委員会においては、岩倉市自治基本条例制定に伴う講演会を開催した。</p> <p>執行機関を監視する機能強化として、議会基本条例第20条第1項「委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。」に基づき、予算に関する議案は、議員全員で組織する、予算常任委員会で審議することとした。</p> <p>また、平成26年度から議会独自の事務事業評価を実施する計画とし、議会改革特別委員会において平成23年度より視察、勉強会、協議等を行っている。</p> <p><課題></p> <p>議員は政務活動費を十分活用し、また、常任委員会の行政視察及び議会改革特別委員会の研修、視察等を行い、その結果も踏まえて、予算化や政策立案に結び付けることが重要と考えている。</p> <p>平成26年度から実施予定の議会独自の事務事業評価は、市が行う施策評価を十分精査し、議会の観点から議論、評価し、執行機関を監視することが重要と考えている。</p> |
|--|

3 実施状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|----------|--------------------|
| 平成25年10月 | 市職員作成の評価シートの精査 |
| 平成26年1月 | 議会改革特別委員会行政視察 |
| 平成26年1月 | 議会改革特別委員会主催の講演会の実施 |
| 平成26年5月 | 評価シート作成 |
| 平成26年9月 | 評価結果協議 |

4 審議会での意見

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例はあるが、推進計画をもっていないのではないか。 ・視察したことを活かして議員提案をしてほしい。 ・視察の報告会を実施し、今後どのように取り組んでいくのかというところを示してほしい。 ・講演会では外部講師の講演に加えて、視察の報告会を実施してほしい。 |
|--|

計画番号 (2) - ア (主管課：議会事務局)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|--------|---|
| 第7条第3項 | その他、議会及び議員の基本理念及び基本的事項については、別に条例で定めるものとします。 |
|--------|---|

2 現状と課題

| |
|---|
| <p><現状></p> <p>岩倉市議会基本条例は、岩倉市自治基本条例に先立ち、平成23年5月1日から施行している。</p> <p>同条例第26条第1項に「議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。」と規定しており、現在、議会改革特別委員会において、毎年度検証している。</p> <p><課題></p> <p>岩倉市議会基本条例の検証や見直しについても、協働の概念を取り入れ、識見者や市民を交えた機関を設置し、行うことを検討課題としている。</p> |
|---|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|---------|---------------------------------------|
| 平成26年2月 | 市民等を交えた外部機関の設置について、議会改革特別委員会において検討する。 |

4 審議会での意見

| |
|---------------|
| ・今後の取組を期待したい。 |
|---------------|

計画番号 (2) -イ (主管課：議会事務局)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 10 条第 1 項 | 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。 |
|-------------|---|

2 現状と課題

| |
|--|
| <p><現状></p> <p>議会基本条例第 10 条第 4 項「議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。」に基づき、議会報告会を平成 23 年 11 月から現在まで 6 回開催した。また、平成 25 年 7 月、岩倉市商工会役員と意見交換会を実施した。</p> <p><課題></p> <p>議会報告会については、開催日時、場所、テーマ、報告方法等試行錯誤しながら開催してきたが、参加人数が減少傾向にあるため、市民に参加していただける周知方法を実施しなければならないと考えている。</p> <p>また、諸団体との意見交換会は、継続的に実施していきたいと考えている。</p> <p>今後も、市民の市政への参加を推進するための議会として行うべき手法を模索していきたいと考えている。</p> |
|--|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|--------------|----------------------|
| 平成 25 年 11 月 | 第 7 回議会報告会開催 |
| 平成 25 年 11 月 | 小中学校 PTA 役員との意見交換会開催 |

4 審議会での意見

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数が減少している原因は、周知方法だけではなく、別の原因があるのではないか。「知らないので行かない」のではなく、「知っていても行かない」のではないか。 ・報告会の内容を充実させるなど、課題を解決するための取組を計画する必要がある。 |
|---|

計画番号 (2) -イ (主管課：企画財政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 10 条第 1 項 | 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。 |
|-------------|---|

2 現状と課題

| |
|---|
| <p><現状></p> <p>政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程における多様な参加の機会には、次のようなものがあり、寄せられた意見等について精査し、市政やまちづくりに生かすようにしている。</p> <p>① 計画等を策定する組織への市民参加（公募・登録制度）</p> <p>② 策定過程におけるパブリックコメントの募集</p> <p>③ 施策や事務事業を行うに当たっての市民との協働の取組（別添「協働の取組シート」参照）</p> <p>④ 施策や事務事業に対する市民アンケートの実施</p> <p>⑤ 市民の声・私の提案制度</p> <p>⑥ 市政モニター制度</p> <p>※実施段階における市民参加の一つとして、市民との協働を位置づけ、協働ルールブックを市民とともに作成した。また、民間委託等検討ガイドラインの中でも、一般の民間事業者との委託関係とは違った視点で、委託先や指定管理者となる市民活動団体を協働の概念でとらえている。</p> <p><課題></p> <p>市民参加やパブリックコメントについては、制度がないため、各部署や担当者の判断でその手法にバラつきが生じている。（仮称）市民参加条例の中で、ルールや基準を定める必要がある。市政やまちづくりを実行していく段階における市民参加の一つに協働があると考えているが、議会や執行機関・市民相互の協働の意義に対する理解、深化や広がり、まだまだであると思われる。</p> |
|---|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|--------------|--|
| 平成 25 年 8 月～ | 協働のあり方検討委員会（プロジェクト）を設置し、民間委託等検討ガイドラインの見直しを協働の視点で検討を開始。 |
| 平成 26 年 4 月～ | 岩倉市自治基本条例第 10 条第 4 項の規定に基づく（仮称）市民参加条例の制定に向けて始動。 |

4 審議会での意見

| |
|------|
| 特になし |
|------|

計画番号 (2) -イ (主管課：議会事務局)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 10 条第 2 項 | 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。 |
|-------------|---|

2 現状と課題

| |
|---|
| <p><現状></p> <p>議会基本条例第 4 条第 2 項「市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。」に基づき、平成 23 年 11 月開催の議会報告会で出された市民の意見について、総務・産業建設常任委員会で協議し、当局に申し入れをした。</p> <p>また、議会基本条例第 10 条第 3 項に「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づける」とあることから、平成 23 年 6 月定例会において、請願が出され、これを採択した。このことにより平成 23 年 12 月市長に対し、住宅リフォーム促進事業助成制度の要綱、予算化等の政策を立案した。</p> <p><課題></p> <p>議会報告会及び諸団体との意見交換会は、今後も定期的実施し、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めなければならないと考えている。また、市民が請願及び陳情を出された場合、提出者との意見交換、委員間討論を活発に推進する必要があると考えている。</p> |
|---|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|--------------|----------------------|
| 平成 25 年 11 月 | 第 7 回議会報告会開催 |
| 平成 25 年 11 月 | 小中学校 PTA 役員との意見交換会開催 |

4 審議会での意見

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を反映させる仕組みとして、請願陳情の取扱い状況、提出者との意見交換、委員間討論に付したのか、制度や予算化の要望等を行ったかのチェックが必要である。 ・地区懇談会だけでは、市民の意見を聴取する場としては少ない。少人数での報告会を多く開催してもらった方が参加しやすいのでは。 |
|--|

計画番号 (2) -イ (主管課：企画財政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|---------|---|
| 第10条第2項 | 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。 |
|---------|---|

2 現状と課題

| |
|--|
| <p><現状></p> <p>様々な市民参加の手法や形態により得られた提案や意見について、しっかりとその意見等を受け止め、議論と熟考を重ね、市民の方に回答としてお返しをしたり、実際に事業に反映させたりしています。</p> <p>平成24年度の実績例 市民の声・私の提案 230件 タウンミーティング2回 (69人の参加者) いどばた公聴3回 7件の意見や要望</p> <p><課題></p> <p>行政は、市民、議会及び執行機関が三位一体となって進めるものであり、その意味をして市民参加や協働の重要性が強調される場所である。市民側の関わり、市政やまちづくりへの反映の度合いを検証することが必要であると考え、実態として未成熟な領域でもある。今後、市民参加条例の中で検討する必要がある市民参加の手法と合わせ、検証する仕組みについても検討していくべきものだと考える。</p> |
|--|

3 取組状況

| 時期 | 取組内容 |
|----------|--------------------------------|
| 平成26年1月～ | 行政評価において「協働」という視点を加えることについての検討 |
| 平成26年4月～ | (仮称) 市民参加条例の制定 |

4 審議会での意見

| |
|----------------------------|
| ・苦情を除いて建設的な意見でどれくらい実現したのか。 |
|----------------------------|

計画番号 (2)ーウ (主管課：秘書課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 14 条第 1 項 | 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。 |
|-------------|---|

2 現状と課題

| |
|---|
| <p><現状></p> <p>限られた職員の中で、行政が最少の経費で最大の市民サービスを提供するためには、できる限り効果的かつ効率的に職員を配置し、その能力を最大限に発揮する必要があるため、平成21年4月1日から部、課及び室の統合と併せてグループ制を導入し、9部25課48係から7部19課36グループ体制とした。その後、平成22年度と平成23年度には、再度、組織・機構の一部見直しを行った。平成24年度には、第4次岩倉市総合計画を着実に進め、新たな行政課題にも的確かつ柔軟に対応し、より効率的な行政サービスを提供することができる組織を目指すとともに、より市民にわかりやすい組織とするため、市組織・機構検討委員会を開催し、組織・機構の再編を検討した。また、平成24年度には、各部署にまたがる行政課題である企業誘致と人口増加策について研究するプロジェクトチームを設置し、課題解決に向けて協議・研究を行った。</p> <p><課題></p> <p>社会経済や社会構造の急激な変化により、行政ニーズは高度化・多様化し、また、地方分権の進展に伴い、地方自治体としての役割と責任はますます拡大してきている。一方で、少子高齢化・人口減少の時代を迎えた今、行政組織は、かつてのようなニーズに合わせた拡大型ではなく、少数精鋭の定員管理の下で柔軟で横断的な課題解決や調整能力を持った組織を編成する必要がある。その中で、導入して5年目を迎えるグループ制を検証し、また、プロジェクトチームのあり方を検討していく必要もある。</p> <p>さらに、市民の要望を的確に捉え、その実現に向け素早く対応できる組織を構築するため、内部では組織・機構検討委員会や職員に意見を求め、外部では市政モニターやインターネット等を利用し、随時、市民からの意見を集約し、継続して検討していく必要がある。</p> |
|---|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|--------------|---------------------------------------|
| 平成 25 年 5 月～ | 平成 24 年度組織・機構検討委員会報告書の組織・機構図を三役会等で再検討 |
| 随時 | 職員アンケートの実施、市民の意見を収集 |
| 随時 | 行政課題に対応する組織の現状を把握、検討。 |
| 平成 26 年 2 月 | グループ制の検証 |

4 審議会での意見

| |
|-----------------------------|
| ・グループ制が、市民の満足度に繋がらなくてはいけない。 |
|-----------------------------|

計画番号(2)ーウ (主管課：秘書課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 14 条第 3 項 | 執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。 |
|-------------|---|

2 現状と課題

| |
|--|
| <p><現状></p> <p>平成 22 年度までの行政改革集中改革プランの定員適正化計画に基づき、事務事業の見直しや民間委託等の導入により、10 年間で職員が 96 人減少し、職員数は、計画目標値の 369 人となった。その後、行政需要の変化に伴い、消防職員を 4 人増員し、平成 25 年度の職員数は、373 人となりました。職員の採用については、技能労務職は、原則、退職者不補充とし、373 人を定数として、市民ニーズや事務の執行の点から検討した職員配置を行っている。</p> <p>さらに、平成 25 年度は、長年培った能力、経験を有効に発揮できる定年退職者の中から意欲や能力のある者 10 人を再任用職員とした。また、嘱託職員 34 人とパート職員 285 人を採用し、行政サービスが低下しないよう取り組んでいる。</p> <p><課題></p> <p>定員管理の前提として、最少の経費で最大の効果を生み出すため、仕事の配分や精査を行い、引き続き仕事の効率化を図っていく必要がある。そして、官と民との役割分担の検討、再任用職員・嘱託職員・パート職員等、多様な勤務形態の職員の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れ、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員の定員管理に努めなければならない。その上で、限られた職員を様々な行政需要の環境変化に的確に対応できるよう配置し、一層の適正化・効率化に努めなければならない。また、職員数の適正化については、類似する団体との比較・検討や組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理を継続的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>さらに、平成 25・26 年度は、高い専門性やノウハウを持つ職員が定年退職を迎えることから、行政サービスが低下しないよう再任用制度の一層の活用と計画的な職員採用を行う必要がある。</p> |
|--|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|------------------|----------------------------|
| 平成 25 年 5 月～ | 三役と職員採用計画、職員の配置等について打ち合わせ |
| 平成 25 年 9 月 | 再任用職員選考審査会にて再任用職員の採用、配置を協議 |
| 平成 26 年 4 月 ～ | 定員に関する基本方針の策定を検討 |

4 審議会での意見

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・同じ規模の自治体と比べてどうなのか。比較できる指標があるとよい。 ・適正な人員管理とは、最少の人員で最大の効果を上げることである。 ・これからは市民との協働を進めていくことが必要である。 |
|--|

計画番号(2)ーウ (主管課：秘書課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|---------|---|
| 第14条第4項 | 執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。 |
|---------|---|

2 現状と課題

| |
|---|
| <p><現状></p> <p>平成24年度は、市職員研修計画に基づき市独自研修（18件、843人）の実施、及び研修機関等が実施する研修（54件、136人）に職員を派遣し、延べ979人の職員が研修を受講した。その他、日常の業務を通じて行う「職場研修」(OJT)の推進や自ら課題を発掘し解決していく「自律行動型職員」を育成するため、職員提案制度や業務改善運動等にも継続的に取り組み、職員の資質、能力、意欲の向上に努めている。市独自で実施した研修では、95%の受講者から「大変有意義であった。有意義であった」と回答があり、職員の意識改革、スキルアップに繋がっている。</p> <p>職員の人事評価について、管理職員は、公正な人事管理の確立と職員の資質向上並びに意識の改革を図ることを目的に能力評価等を、また一般職員は、業務遂行に対する意欲等を基に人事評価を実施している。</p> <p><課題></p> <p>法務能力、政策形成能力、法制執務能力等、自治体職員に必要な能力を向上させるために「職場研修」や「職場外研修」を実施する他、職員一人ひとりが、自己の能力の開発・向上のために主体的に学習する「自己啓発」の3つを有機的に連携させ、より実効性のある研修を継続して実施していく必要がある。また、人材育成を実効あるものとするためには、単に研修を充実させるだけではなく、職場における様々な場面を人材育成のために活用していく必要もある。</p> <p>また、職員一人ひとりが、組織の目標や方針を受け、自ら業務目標を設定し、その達成に向けて仕事に取り組む目標管理制度を全職員に導入しているが、より質の高い職員を育成するため、この制度の取組結果を業績評価し、能力・意欲態度評価等と併せた「人材育成」を意識した公平性、客観性などのある人事評価に繋げることを研究する必要がある。</p> |
|---|

3 平成25年度の取組状況

| 時期 | 取組内容 |
|------------|-------------------|
| 平成25年4月 | 市職員研修計画に基づく研修の実施 |
| 平成26年1月～3月 | 研修実績等の検証と計画(案)の作成 |
| 随時 | 人材育成に繋がる人事評価の研究 |

4 審議会での意見

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民の満足度を高めるためには、職員の満足度を図り、高めていく必要がある。 ・職員の満足度を高めるために、執行機関だけではなく市民が関われる方法があるのでは。 ・人事評価制度を確立して欲しい。結果の評価ではなく、プロセスの評価が大事である。 ・成果評価は難しい。日ごろの行動から総合的に評価することになる。 ・行政サービスの低下を招かないように、検証する必要がある。 |
|---|

計画番号 (2) 一エ (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 19 条第 1 項 | 議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。 |
|-------------|---|

2 現状と課題

| |
|---|
| <p><現状></p> <p>これまで、例規集は、一定の場所に固定して備え付けられることを前提に、加除式の書籍として管理されてきた。そのため、行政内部の組織改編等があった場合においても、例規集としての構成は大きく変えることはなく、基本的には従来分類を踏襲する形で整理されている。また、その性質上、継続的な管理という観点から安定性を求められることもあり、構成を変えることに抵抗感があるという側面もある。</p> <p>その結果、現状の行政分野や組織体制とは対応していない構成となっている場合も見受けられる。</p> <p><課題></p> <p>今回規定された「最高規範性の確保」と「その他の条例、規則及び規程（条例等）による法体系の構築」については、どのような形が最善であるのか明らかでない部分があるので、十分に検討し、議論を尽くす必要がある。</p> <p>なお、岩倉市自治基本条例逐条解説においても、「最高規範である本条例の制定を機に、体系的に整備することを規定するもの」と規定されており、具体的な体系化の内容は明らかにされていない。</p> |
|---|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|-------------|------------------------------|
| 平成 26 年 4 月 | 先の課題を整理するための課内又は庁内での検討組織の設置。 |
| 平成 27 年 3 月 | 検討結果をまとめる。 |

4 審議会での意見

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・法体系のイメージは、自治基本条例の項目に沿って並べ替えていくということになるのか。 ・最高規範性の確保について、既に事務を執行していく条例・規則があるはずだが、それは別にしておくのか。協働という観点で、自治基本条例の項目に沿ってもう一度分類しなおすのか。 ・これからの条例の作り方の指針になるという運用が中心になるということか。 |
|---|

計画番号 (2) - エ (主管課：企画財政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|--|
| 第 19 条第 2 項 | <p>市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。</p> <p>(1) 基本的な制度を定める条例</p> <p>(2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例</p> <p>(3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例</p> |
|-------------|--|

2 現状と課題

| |
|--|
| <p><現状></p> <p>本市において、条例案の事前公表と意見聴取手続き（いわゆるパブリックコメント）については定められていない。</p> <p>なお、担当部署の判断により、条例案の事前公表と意見聴取手続きが行われているものもあり、近年の例を挙げれば、議会基本条例（平成 23 年）、自治基本条例（平成 24 年）、環境基本条例（平成 24 年）などがある。</p> <p><課題></p> <p>平成 26 年度に制定する予定の（仮称）岩倉市市民参加条例に、パブリックコメントの手続きについて規定する予定としていることから、自治基本条例第 19 条第 2 項の事項に関しても（仮称）岩倉市市民参加条例の議論に含めることとする。</p> |
|--|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|--------------|----------------------|
| 平成 26 年 4 月～ | （仮称）市民参加条例のスケジュールに同じ |

4 審議会での意見

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・意見を聞くのはこういう条例を作ろうとしている時期ということになる。 |
|--|

計画番号 (2) 一オ (主管課：企画財政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|--|
| 第 21 条第 1 項 | 市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。 |
|-------------|--|

2 現状と課題

| |
|--|
| <p><現状></p> <p>総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示す実施計画で、3年間の計画期間中の実施年度、事業量、財源を明らかにしている。</p> <p>財源の確保、配分、行財政改革については、行政評価、実施計画等において、実施内容、方法、経費等、多角的な精査に努めている。その結果及び決算を重視した予算編成をしている。執行についても、さらに経費節減策はないかを、市全体で意識し、健全な財政運営を行っている。その一つの成果として、健全な財政運営の指標となる健全化判断比率の実質公債費比率、将来負担比率は、近年、改善してきている。</p> <p><課題></p> <p>財政の状況は、刻々と変動している。その健全性の判断基準には、都市整備状況、行政サービスの状況等、様々な要素がある。極端な財政悪化は論外だが、必ずしも「財政指標の良化＝健全な財政運営」ではなく、指標が悪化しても、必要時には投資をする、そのために借金をし、これからの世代にも負担を分かちことも有効な場合もあると考える。</p> <p>今年度の市民意向調査では、行政サービスと費用負担のバランスについてを新たに質問に加えているように、各種事業の実施については、受益者負担と受益者でない人の負担を意識して検討しなければならない。本来、受益者負担は、サービスの性質によってのみ決定されるべきで、費用対効果によって単純に論じられるものではないが、地方財政状況の悪化による経済合理性の観点から論じられる傾向が強くなっているため、留意し、偏った判断にならないようにすることが必要である。</p> <p>行財政改革は、規模の圧縮ではなく、経常的な効果のために質の点検を意識して、絶え間なく続けていくものであると認識している。</p> |
|--|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 平成 25 年 2 月 | 行政評価の実施 |
| 平成 25 年 10 月 | 実施計画の公表 |
| 平成 25 年 10 月～ 平成 26 年 2 月 | 平成 26 年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定 |
| 平成 26 年 3 月 | 平成 26 年度予算の議会提出→次年度の予算の執行 |

4 審議会での意見

- ・単年度制の財政のあり方と、支出や歳入によって将来どうなるかを想定した上で示してあると安心する。
- ・できれば総合計画に基づいた3年間ぐらいの財政見通しも含めたものを出していく必要があるのではないか。

計画番号 (2) 一オ (主管課：企画財政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|--|
| 第 21 条第 2 項 | 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。 |
|-------------|--|

2 現状と課題

| | |
|-------------------|--|
| <現状> | <p>岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況や実施計画期間の財政計画（普通会計収支の想定）の公表をしている。</p> <p>財政状況の公表は、広報紙、ホームページに予算の概要、決算状況（決算附属資料の主要施策報告書）、財務書類 4 表、財政健全化判断比率等を掲載しています。この公表では、図、表、用語解説等を付記し、他市町のものを参考にもしながら、より分かりやすいものとするように、公表内容、レイアウト等、工夫をしている。</p> <p>平成 25 年度予算からの改正点としては、予算書及び予算説明書の様式変更をし、より分かりやすくしたことと、いくつかの事業については、個別の新規主要事業の説明書を作成し、ホームページで公表している。</p> |
| <課題> | <p>公表については、広報紙、ホームページを中心にしている。また、予算書、決算書等は、図書館や市役所 1 階の情報サロンに置いている。しかしながら、市民からの財政全体に関する意見等が少ないところから、まだまだ、市民がどのように負担をしているかという点が、実感として認識できていないのではないかとと思われる。</p> <p>そのことを意識して公表のさらなる工夫と、広報紙等では、一方通行になりがちなので、会議や行事等の機会を捉えて、財政状況等を説明する機会を増やすことが必要であると考えます。</p> |

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|--------------|-------------------------------|
| 平成 25 年 4 月 | 年度予算の公表（広報紙・HP） |
| 平成 25 年 5 月 | 財政状況の公表（24 年度下半期執行状況等） |
| 平成 25 年 9 月 | 平成 24 年度決算の公表 |
| 平成 25 年 10 月 | 実施計画の公表 |
| 平成 25 年 11 月 | 財政状況の公表（25 年度上半期執行状況、24 年度決算） |
| 平成 26 年 2 月 | 平成 26 年度予算概要の公表（新聞記者発表） |
| 平成 26 年 3 月 | 平成 26 年度予算の議会提出 |
| 各議会終了後 | 補正予算の公表 |

4 審議会での意見

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ分かりやすく財政情報を公表するということが謳われていて、毎年何らかの開示をしながら伝える工夫をしていくということではないか。 |
|--|

計画番号 (2) 一カ (主管課：企画財政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|--|
| 第 22 条第 1 項 | 執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政 |
| 第 22 条第 2 項 | 評価を実施しなければなりません。 執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。 |

2 現状と課題

| |
|---|
| <p><現状></p> <p>平成17年度から、試行として実施してきた事務事業評価を平成24年度から施策評価という形で実施している。事務事業評価の時代は、総合計画における実施計画の事業を対象に行っていたが、新たな施策評価は、細かな事業単位の評価ではなく、平成23年度を初年度とする第4次総合計画の単位施策、個別施策という施策単位で評価することにより、より広い観点から事業を横断的に議論し、事務事業の改善、改革を図ろうとするものである。併せて、総合計画の施策をベースにしていることから、その進行管理にもなるという点が特徴的である。また、事業評価をまったく行わないわけではなく、施策にぶら下がる事業について、重点事業として位置づけることにより、評価結果を予算や実施計画へ反映させる仕組みも持っている。</p> <p><課題></p> <p>平成 24 年度（平成 23 年度の評価）は、事務手続が遅れ、公表するタイミングを逸した。その反省を踏まえ、平成 25 年度では、10 月に市のホームページで公表を行うべく、スケジュールを前倒しして進めてきた。</p> <p>評価シートすべてをそのまま公表するが、どのくらいの市民がそれを見て、どのくらい反応があるのかは未知数である。市民からの意見などがあれば、それをどのように活用するのか、外部評価という手法をどのように組み立てるのかなどを検討していく必要があると考える。</p> |
|---|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|--------------|---------------|
| 平成 25 年 2 月 | 各課に評価シート作成を依頼 |
| 平成 25 年 4 月 | 各課ヒアリング |
| 平成 25 年 5 月～ | ヒアリング後の修正作業 |
| 平成 25 年 8 月 | 三役報告・議会への報告 |
| 平成 25 年 10 月 | ホームページにて公表 |

4 審議会での意見

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ以外で見ることにはできないのか。あくまでも市の内部評価ということか。 ・行政評価では、いろんな事業があるので5段階というのは難しいのか。 ・もっと市民に働きかけ巻き込めばいいのではないか。 ・外部評価は別として、他の実施計画の見直しは来年度予算に反映させていくという評価手法をこれからも堅持するということになるだろう。 |
|---|

計画番号 (2)一キ (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 23 条第 3 項 | 執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。 |
|-------------|---|

2 現状と課題

| |
|--|
| <p><現状></p> <p>各自主防災会は巨大地震等への対応として、過去の地震被害の教訓を生かすような形で、地域自主防災会の「防災計画」の策定を行い、防災訓練・防災講習等を通じ、住民同士の連携の必要性・重要性を共有認識し、危機管理に対応しているところである。</p> <p>さらに災害対応の危機管理体制の充実を図るため、地域合同の防災訓練を通じ、地域間同士の連携強化にも取り組んでいる。</p> <p><課題></p> <p>地域の地震災害等の危機管理に対応していくため、地域の防災訓練に市職員も参加することで、地域との連携を充実させることや地域の若い力、女性の視点により地域の防災力を高めていく必要があると考えている。そのため、各種訓練・講習等で顔合わせや新たな人材の確保をどのように行っていくのか検討していく必要がある。</p> <p>また、全庁的な事業継続計画（BCP）が未策定のため、早急に策定する必要がある。</p> <p>なお、平成 26 年 4 月より新たに危機管理課を設置する。</p> |
|--|

3 取組状況

| 時 期 | 取 組 内 容 |
|--------------|---|
| 平成 25 年 10 月 | 五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練 |
| 平成 25 年 11 月 | 曾野小学校区自主防災会地域合同防災訓練、防災リーダー研修会 |
| 平成 25 年 12 月 | 岩倉市地震防災講習会フォローアップ講習 |
| 平成 26 年 1 月 | 岩倉市地震防災講習会 |
| 平成 26 年 3 月 | 以上の防災訓練・研修等での各自主防災会長との打合せ等で危機管理体制の充実を訴える。 |
| 平成 26 年 4 月 | 危機管理課の新設 |
| 平成 26 年度中 | BCP（事業継続計画）の策定 |

4 審議会での意見

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制を確立するものとするという自治基本条例の規定を活かす形でまず組織をきちんと作ったことは成果といえる。 ・自主防災会の防災計画を作ることは賛成である。 |
|--|

計画番号 (2) - ク (主管課：商工農政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

| | |
|-------------|---|
| 第 24 条第 1 項 | 市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。 |
| 第 24 条第 2 項 | 市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。 |

2 現状と課題

| |
|--|
| <p><現状></p> <p>市のシンボリックな存在として位置付けられている五条川の桜は、寿命といわれる樹齢 60 年を経過している。現在、岩倉五条川桜並木保存会と協働しながら、不要枝や枯れ枝等の剪定、また市が購入した肥料の打ち込みを行うなど、現在ある桜の延命策を施している。</p> <p><課題></p> <p>老朽化した桜の後継木として新たに桜を植えることが考えられるが、五条川が 1 級河川であることから、河川法により新たに植樹することが認められていない。本市の貴重な観光資源であり、市民から愛される財産である五条川の桜並木を国、県及び流域の自治体と連携して、どのように後世まで保全していくことができるのかを検討していくことが必要であると考え。</p> |
|--|

3 取組状況

| 時 期 | 行 動 計 画 |
|--------------|----------------------------------|
| 平成 25 年 4 月～ | 国、県及び流域の自治体と連携して、桜並木の保全について検討する。 |

4 審議会での意見

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・五条川流域の市民の理解も得る必要がある。岩倉のシンボリックな存在としてどう理解を得るかということも必要である。 ・大口町と連携や、国に対しての特区申請などは第 2 項に裏付けられたことである。その精神を活かしていろいろ検討している点は評価できる。 ・それが行政同士の話し合いでなく、民間が引っ張っているということに価値がある。 |
|--|



5 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第3項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体のうちから市長が委嘱する。

(1) 地方自治に関し識見を有する者

(2) 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

| | | |
|-------|-------|-------------------------|
| 委員長 | 岩崎 恭典 | 四日市大学教授 |
| 職務代理者 | 山田 育代 | 岩倉市自治基本条例検討委員会委員長 |
| 委員 | 長谷川 博 | 岩倉市自治基本条例検討委員会委員 |
| 委員 | 村平 進 | 岩倉市自治基本条例検討委員会委員 |
| 委員 | 蒲谷 稔 | 市内の事業者（石塚硝子株式会社管理本部副主幹） |
| 委員 | 荒井 英彦 | 市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長） |
| 委員 | 齋竹 善行 | 市民委員（公募） |
| 委員 | 花井喜美子 | 市民委員（公募） |
| 委員 | 山崎 典子 | 市民委員（市民登録制度） |
| 委員 | 関戸 誠 | 市民委員（市民登録制度） |

（任期）平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

| 回 | 開催日 | 内容 |
|-------|----------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 25 年 6 月 4 日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・委員の任命 ・会長の選出 ・会長職務代理者の選出 ・岩倉市自治基本条例審議会の役割及び検討事項の確認 |
| 第 2 回 | 平成 25 年 11 月 15 日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市自治基本条例推進計画案について (計画番号(1)－ア～(2)－ウ) |
| 第 3 回 | 平成 26 年 2 月 17 日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市自治基本条例推進計画案について (計画番号(2)－エ～(2)－ク) |